

平成 25 年 5 月 2 日
国際統括官付

Education for Sustainable Development (E S D) の訳語の取扱いについて

日本ユネスコ国内委員会教育小委員会の提言「持続発展教育 (E S D) の普及促進のためのユネスコ・スクール活用について」(平成 20 年 2 月)を受け、文部科学省においては E S D を「持続可能な発展のための教育」と訳し、略称として「持続発展教育」を用いている。一方、他省庁は「持続可能な開発のための教育」を使用している。

(参考)「持続可能な開発のための教育 (E S D)」の使用例

- 環境基本計画 (平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)
- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 (平成 24 年 6 月 26 日閣議決定、環境省・文科省の共同請議)

今後は、2014 年のユネスコ世界会議に向け、政府一丸となって準備を加速させる必要があり、政府文書内に二つの文言が混在することは不要な混乱を招くことから、閣議決定を要する文書等、政府として作成する文書においては訳語を「持続可能な開発のための教育」で統一することとする。したがって、2014 年の世界会議の名称についても「持続可能な開発のための教育 (E S D) に関するユネスコ世界会議」とする。ただし、教育現場において引き続き「持続発展教育」を用いることは可とし、現場の判断に委ねることとする。